

戦後初期の大学における「厚生補導」の 活動領域に関する考察

— 「学徒厚生審議会」の審議過程と答申の分析を中心に—

戦後初期の大学における「厚生補導」の 活動領域に関する考察

— 「学徒厚生審議会」の審議過程と答申の分析を中心に—

蝶 慎 一*

Defining “Welfare and Guidance” for College Students in Early Postwar Japan: Discussion Process in the Student Welfare Council

Shinichi CHO

Abstract

This paper clarifies how “welfare and guidance” for college students were discussed and defined in the early postwar years. I analyzed the discussion process in the Student Welfare Council, which was formed in MEXT. After World War II, welfare and guidance were implemented through a variety of measures until the 1950s. Previous studies have pointed out that the systematic definition and content of welfare and guidance appeared for the first time in a report by the Student Welfare Council in 1958. Since then, this framework has long been the model for student affairs at Japanese universities. In this paper, I examined the process of deliberation in the “joint working group of welfare and guidance” by analyzing the minutes of the Council. These primary sources are examined for the first time in this paper.

There were three main findings: (1) the classification and standardization of welfare and guidance contributed to the clarification of those activities; (2) the categories of welfare and guidance gradually expanded and diversified; and (3) the final report reflected each university’s activities through members of the working group, who were deeply involved in the contexts and realities of welfare and guidance.

1. はじめに

(1) 課題設定

本稿の目的は、「学徒厚生審議会」（以下、「審議会」とする）の審議過程とその答申（1958年5月）

* 東京大学大学院教育学研究科 博士課程

(以下、1958年答申とする)を分析することで、戦後初期の大学における「厚生補導」の活動領域がどのように形成されたのかを実証的に明らかにすることである。

多様な学生を抱える大学で学生支援という形で展開されている「厚生補導」は、新制大学発足当初から様々な施策が展開されてきた。戦後、1951年6月、大学基準に「厚生補導」をめぐって「学生生活の向上を図るために適当な専任機関を設けなければならない」とする規定が新たに追加されることになった(大学基準協会年史編さん室編 2005、194-8頁)。この追加のプロセスを跡づけると、大学基準協会に加えて文部省も関与したやり取りが行われていた(蝶 2012)。一方、戦後の大学行政は、「制度改革だけでなく、各種講習会」(羽田 2005、31頁)等も行われており、例えば、1949年3月から1951年3月に文部省・GHQ/SCAPのCIE (General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers, Civil Information and Education Section: 連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局)主催で「厚生補導」を扱ったIFEL (Institute for Educational Leadership: 教育長等講習、後に教育指導者講習)が、1951年9月から1952年7月には、「厚生補導研究会」(以下、「研究会」とする)が実施された。1950年代中頃になると、文部省に加えて各大学が主導した各種講習会が開催され(文部省編 1964、325頁)、各大学の事例が紹介された。つまり、新制大学発足後の「厚生補導」は、大学基準に「適当な専任機関」の設置を規定したものの、具体的な活動内容については「研究会」や各種講習会を通して各大学の実務者への浸透を図る段階にあったと考えられる(蝶 2012、136頁)。

もっとも、戦後初期の大学における「厚生補導」の主な施策は、文部省の諮問機関であった「学徒厚生委員会」(以下、「委員会」とする)及び「審議会」で議論が進められ、1948年に「委員会」の答申(以下、1948年答申とする)、1951年に「審議会」の答申(以下、1951年答申)が具申された。文部省調査局企画課編(1953)『わが国教育の現状』には、「厚生補導」に関して「目的と理念が、一般に理解されていないこと」、「組織が制度的に弱体であること」といった問題が指摘され(文部省調査局企画課編 1953、168-72頁)、また、大学関係者の間では、新制大学の教育の一環として「厚生補導」が大学内外に理解される必要があるとの認識が見られた(矢内原 1957、16頁; 蠟山 1960、18頁)。こうした背景を受けて、「審議会」では、「厚生補導」の「目的、意義を明確にし、現状の問題点を指摘してその改善の具体的な方策」を審議することになった(文部省編 1958、1頁)。

本稿が分析対象として取りあげる1958年答申は、戦後の「厚生補導」において「体系だった政策方針」(谷田川 2012、21頁)と位置付けられる。そこでも提示された「厚生補導」の活動領域の内容では、「現在の学生支援に近い形の指針が示され」、この時点で「厚生補導としての枠組みがほぼ出来上がった」とされる(谷田川 2012、20頁)。更に、1958年答申は、現代の学生支援の取り組みにインパクトを与えた、文部省(2000)『大学における学生生活の充実方策について(報告)』(以下、「広中レポート」とする)の冒頭部分でもその意義が確認されている(文部省高等教育局学生課編 2000、19頁)。しかしながら、1958年答申に言及した数少ない研究の垂水(1961、36-7頁)、沖原(1977、1853頁)、平木(1982、199-202頁)、大山(2000、18頁)、大場(2007、10頁)では、「厚生補導」の活動領域の概要を紹介するにすぎず、橋場(2012、34頁)や沖原(1973、1080-90頁)も活動領域に米国の影響があった事実を指摘するにとどまっている。先述の谷田川(2012、20頁)

が指摘するように、1958年答申で提示された「厚生補導」の活動領域は、現在まで続く活動領域の基軸となり、「広中レポート」に代表される学生支援の基本的な指針にもなっている現状に鑑みれば、本稿で1958年答申の「審議会」における議論のプロセスを詳細に跡づけ、それがどのように形成されたのかを考察することは、今日の学生支援の枠組みの直接的端緒を知る上で意義のある作業である。

そこで本稿では、1958年答申に至る審議過程を微視的に見ることで、戦後初期の大学における「厚生補導」の活動領域がどのように形成されたのかを、その機能、目標という諸点を含めて実証的に明らかにする。なお本稿は、戦後初期を対象とした「厚生補導」に関する歴史研究の欠落部分を埋める試みでもある。

(2) 分析の視点と史資料

本稿では、「審議会」の審議過程を詳細に分析にするにあたり、①委員構成、②委員の発言、③配付資料、④答申の4点に着目したい。①委員構成、②委員の発言からは、いかなる役職や専門分野（学識）を有する者が委員になっていたのかが分かることで、「厚生補導」の活動領域を議論する際に想定された委員の特徴が導出できると同時に、各委員が「審議会」の議論にどのような影響を与えていたのか（いなかったのか）が考察できる。③配付資料、④答申からは、「審議会」で用意された配付資料等の内容を詳細に分析することで、「厚生補導」の活動領域がどのような資料を参照することで最終的に答申として結実したのかを明らかにすることが可能になる。

本稿では、以下4点の史資料を用いる。1点目は、1948年答申、1951年答申の内容が確認できる、『文部時報』、『学生生活時報』（国立国会図書館所蔵）である。2点目は、「審議会」の設置規定が確認できる『公文類聚』（国立公文書館デジタルアーカイブ所蔵）である。3点目は、「審議会」の主な議題、審議過程が把握できる『滝口宏旧蔵資料』¹⁾所収の議事抄録（早稲田大学大学史資料センター所蔵）である。4点目は、「審議会」の委員や事務局であった文部省学生課長と米国の大学関係者との関わりを示す“Office of the Dean of Student papers, 1904-1968”²⁾（University of Minnesota Elmer L. Andersen Library：ミネソタ大学エルマー・L・アンダーセン図書館所蔵）に所収されている往復書簡である。あわせて、『沖原豊関係文書』³⁾（広島大学文書館所蔵）所収の資料も参照する。

本稿の構成は、以下の通りである。まず、新制大学発足当初に出された1948年答申、1951年答申においていかなる活動領域が提示されたのかを整理し、両答申の特徴を明らかにする（2節）。続いて、1958年答申における「審議会」の実施概要、委員構成を確認し、活動領域をめぐってどのような議論が展開されたのかに焦点をあて、その内容や論点を詳述する（3節）。最後に、戦後初期に1958年答申で提示された活動領域がどのような特徴を持っていたのかを考察し、今後の課題を述べる（4節）。

2. 新制大学発足当初の「厚生補導」の活動領域とその特徴

まず本節では、新制大学発足当初の「厚生補導」の活動領域のあり方に着目する。具体的には、

1948年答申、1951年答申を対象とし、両答申でどのような活動領域が提示されていたのかを整理する。これは、3節で1958年答申を分析する前提作業として、終戦直後の時期に提示された「厚生補導」の活動領域の特徴を明らかにするためである。

(1) 「学徒厚生委員会」答申（1948年7月）における活動領域

終戦後のインフレ経済によって、学生の多くは衣食住が不安定で、学費や生活費を捻出するために「学生勤労」をせざるを得ない事態が広がっていた。こうした憂慮すべき学生生活の困窮状況を前にして、1947年末、文部省は戦後初めて「厚生補導」に関する諮問機関として「委員会」を設置した。1948年1月に開催された第1回「委員会」の総会で森戸辰男文部大臣⁴⁾は、「現在の学生生活の窮状に鑑み、その厚生の具体的方策をいかにたてるべきか」と諮問し、同年7月にこの答申が出された。表1（左側）より、1948年答申において示された活動領域は4つであり、「奨学制度」等の奨学金や貸付制度、「学費負担軽減方策」である勉強用品の配給や運賃割引等、「学生勤労」の斡旋等、「厚生活動」として寄宿舎、食事、保健衛生に関わる環境整備等、で構成されていた。

1948年答申で示された活動領域の特徴は、この答申自体が「学生生活の安定」と「学生の生活状況の改善」に主眼が置かれたとの指摘（白川 2012、138頁）からも分かるように、終戦直後の時期に困窮した学生生活への「応急的な措置」（文部省調査局編 1953c、48頁）として行われていたのである。

(2) 「学徒厚生審議会」答申（1951年5月）における活動領域

その後、1948年答申を受ける形で「審議会」が設置された。1949年7月、文部省設置法第24条第2項で公布された「学徒厚生審議会令」が根拠規定であった。まずは、この規定に基づき「審議会」の概要を確認する。以下、条文の抜粋で、下線強調は筆者による。

〔所掌事務〕第一条 学徒厚生審議会令は、文部大臣の諮問に応じ、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を文部大臣に建議する。一 奨学及び奨学制度に関する事項 二 学徒の厚生援護に関する事項 三 学徒の就職対策に関する事項 四 その他学徒の生活に関する事項

（組織）第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係各庁の職員のうちから、文部大臣が任命する。

（部会）第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。⁵⁾

上記より「審議会」の所掌事項は、「奨学及び奨学制度」、「学徒の厚生援護」、「学徒の就職対策」、「その他学徒の生活」の4点であった。1950年2月7日に開催された「審議会」の第1回「総会」において、高瀬莊太郎文部大臣は、「国家奨学制度はいかなる方法によって改善しうるか」と諮問した（文部省調査局編 1953b、40頁）。これを受け「審議会」は、「奨学・援護・保健・就職・補導の諸対策及び一般社会に対する啓蒙」を主な議題に掲げて約1年間の議論を経て（文部省編 1954、620-1頁）、翌1951年5月、答申が取りまとめられた。表1（右側）より、1951年答申では、1948年答申には見られなかった「厚生補導対策」が独立した活動領域として設定された。これは、

表1 新制大学発足当初に提示された活動領域—1948年答申と1951年答申—

「学徒厚生委員会」答申（1948年7月）	「学徒厚生審議会」答申（1951年5月）
<p>○奨学制度 （日本育英会の奨学制度、臨時資金の貸付制度、民間奨学制度）</p> <p>○学費軽減方策 （住生活・食生活の安定、勉学必需品の配給、運賃割引、各種厚生事業への金融的援助）</p> <p>○学生勤労 （職場の勤労斡旋、組織的運営の整備）</p> <p>○厚生活動 （寄宿舎・食堂・保健衛生施設・学内売店・理髪所等の整備、専任職員の配置、学生生活の調査実施）</p>	<p>○奨学対策 （日本育英会、地方公共団体・一般奨学団体の奨学事業）</p> <p>○厚生援護対策 （厚生援護事業団体の援護育成、アルバイトの斡旋事業、物資販売等の事業運営）</p> <p>○就職対策 （就職指導、就職に関係する組織整備）</p> <p>○保健対策 （結核対策、健康指導、健康相談所・休憩室の整備）</p> <p>○厚生補導対策 （厚生補導にかかる組織整備、厚生補導担当者を育成指導）</p>

（出所）文部省調査局編（1953a、6-9頁）、文部省調査局編（1953c：44-8頁）より作成。

組織体制や担当者育成等、「厚生補導」の組織運営面の改善を指摘するものであった。具体的な活動領域には、「奨学対策」、「厚生援護対策」、「保健対策」、「就職対策」の4つが提示され、「奨学制度」（48年）⁶⁾が「奨学対策」（51年）に、「学生勤労」（48年）が「就職対策」（51年）に、「厚生活動」（48年）及び「学費軽減方策」（48年）の一部が「厚生援護対策」（51年）に、と基本的に引き継がれていたことも理解できる（表1）。更に言えば、これらの活動領域は、戦前からの奨学制度、就職斡旋、厚生面を中心とした活動（例えば、前田 2012）とも連続性を持っていたことも窺える。

1951年答申で示された活動領域の特徴は、1948年答申の「応急的な措置」と比較すると、「やや安定した経済状況の下で学徒の厚生援護を行うため」に「恒久的な措置」（文部省調査局編 1953c、48頁）を行うことが重視されるようになり、また「厚生補導」のあり方としても組織的な活動が模索されていたといえることができる。

1951年答申が発表されて以降、3節で検討する1958年答申が出されるまでの7年間（1951年から1957年）にも「審議会」では動きが見られた。1951年答申が出されてから約半年後の同年10月、1951年答申の時点で一定程度の枠組みが形づくられていた活動領域を「さらに専門的に掘り下げることによって、具体的な施策を考究樹立する」（文部省調査局編 1953d、39頁）ため、「審議会」に3つの部会が設置されることになった。「就職部会」（大卒就職問題全般の議論する部会）、「学校厚生事業部会」（学生に対する各種厚生援護を目的とした事業を議論する部会）、「調査記録部会」（学生調査等を討議する部会）であった⁷⁾（文部省調査局編 1953d、39-41頁）。これら3つの部会は、1951年答申で十分に「つまびらかに検討することのできなかつた問題」（笠木 1958、65頁）を深めるだけでなく、「研究会」や各種講習会で幅広く扱われた活動領域⁸⁾を踏まえつつ、1958年答申に続く準備作業としても重要な位置付けにあったと考えられる。

3. 「学徒厚生審議会」の審議過程

2節の分析から、1948年答申では「応急的」な活動領域が示されたが、1951年答申になると戦後の状況が安定しつつある中で「恒久的」かつ組織的な活動領域へと変化していたことが明らかとなった。その後、「審議会」では「厚生補導」の「当面特に重要な意味をもつ」事項を検討することとなり（笠木 1958、64頁）、灘尾弘吉文部大臣から、①「大学における学生の厚生補導に関

する組織およびその運営の改善について」、②「大学における学生の健康管理の改善について」の2つの諮問がなされた⁹⁾。本節では、特に「厚生補導」の活動に関し「具体的な実施基準としての内容」(笠木 1958、65頁)を議論していた前者①の諮問事項に焦点をあてることにする。

(1) 「学徒厚生審議会」の実施概要

1) 主な議題と審議経過

表2は、「審議会」の「総会」及び「厚生補導組織部会」(以下、「部会」とする)の議題と審議経過を整理した。以下、具体的経緯を時系列で確認していきたい。

1957年3月12日、第1回「総会」が開催され、「総会」の会長並びに副会長の選出、「審議会」の審議事項が示された。当初、「総会」では先述の2つの諮問事項を一緒に議論することで進められてきたが、「総会」の委員から、部会を設置し詳しく検討する必要性が指摘され、第2回「総会」では、2つの諮問事項に対応させた部会を設置することが決定した。第3回「総会」は、議事抄録が欠落しており詳細は不明である。第4回「総会」になると、「部会」で実質的な議論を進める前に、「厚生補導」全般の運営状況や各大学の事例紹介がなされるとともに、委員同士の意見交換が行われた。そして、計4回の「総会」を通じて2つの諮問事項に対し「専門部会を設け慎重な検討を行うこと、部会に審議を委任するにあたって、審議の重点となる事項を部会に示す」(笠木 1958、65頁)として「総会」と各部会の位置付けが決められた。その後、「部会」は計13回開催されており、「厚生補導」の活動領域とその目標、職制、研修、予算等多様な議題が取りあげられていた。

表2 「総会」及び「部会」の主な議題と審議経過

「総会」	
第1回(1957年3月12日)	○会長、副会長の選出、会議運営について ○審議事項について
第2回(1957年3月25日)	○諮問事項の問題点について ○「厚生補導組織部会」「学生健康管理部会」の設置について
第3回(1957年4月22日)	(不明)
第4回(1957年5月13日)	○厚生補導の組織及び運営状況の説明について ○大学のカウンセリング等の事例紹介について ○国立大学の厚生補導関係予算の実情について
第5回(1958年5月29日)	○答申(案)の決議
「部会」	
第1回(1957年6月25日) 第2回(1957年7月29日) 第3回(1957年9月24日)	○部会長、副会長の選出について ○厚生補導組織部会の審議事項について ○厚生補導の意義および目的について ●厚生補導の活動領域の決定と職務分析について
第4回(1957年10月14日) ～ 第13回(1958年5月1日)	○厚生補導職員の職制の立案について ○職制の実施に伴う職員の研修・養成の計画について ○厚生補導運営予算の改善項目について ○総括

(注)「学生健康管理部会」の審議経過は、ここでは整理していないことを断っておく。

(出所)「滝口宏旧蔵資料」(資料No.2615、No.2647)、文部省大学学術局学生課編(1957、61頁)、文部省大学学術局学生課編(1958、88-91頁及び95頁)、文部省編(1958、2頁)より作成。

2) 「部会」の委員構成—役職・専門分野・米国との関わり—

続いて、実質的な議論を展開していた「部会」はどのような委員で構成されていたのだろうか。表3では、「委員名簿」¹⁰⁾で確認した委員構成について、氏名、所属機関、役職、専門分野、米国との関わりの諸点を整理した。これは、委員構成の実態を把握すると同時に、「部会」で活動領域を議論する際に想定された委員の特徴を明らかにするためである。

まず、所属機関を見ると、国立大学、私立大学の関係者が多数を占め、特に東京大学関係者（斯波、沢田、早野、進藤）が4名と最も多くなっていた。また、3名（蠟山、奥井、高木）の学長をはじめ、学生部長や学生課長等の「厚生補導」の実務に携わる者も加わっていた。専門分野をみれば、教育心理学、教育原理等を専門にする者（高木、石山、沢田、伊東）が少なくなかった。また、

表3 「部会」の委員構成

	氏名	所属	役職	専門分野	米国との関わり
委員	蠟山 政道 (部会長)★	お茶の水女子大学	学長	法学	
	奥井復太郎★	慶應義塾大学	学長	都市経済学	
	高木 貞二★	東京女子大学	学長	心理学	
	滝口 宏★	早稲田大学	学生部長 (教授)	人類学、教育学	
	斯波 義慧★	東京大学	学生部長 (助教授)	(不明)	・IFEL (第6期学生指導講習) 講師 ・米国人講師ウィリアムソン教授との往復書簡
	水野 敏雄★	日本育英会	理事長	—	
	山根 銀一★	日本工業倶楽部	事務局長	—	
臨時委員	石上 太郎	学習院大学	学生部長 (教授)	文学(ドイツ語)	・IFEL (第6期学生指導講習) 受講者 ・米国人講師ウィリアムソン教授との往復書簡
	五唐 勝	東京都立大学	学生課長 (助教授)	国文学・国文学史	
	石山 脩平 (副部会長)	東京教育大学	教授	教育原理、教育哲学	
	沢田 慶輔	東京大学	教授	教育心理学	・米国ミネソタ大学留学 ・米国人講師ウィリアムソン教授との往復書簡
	大城富士男	東京学芸大学	教授	(不明)	
	多田 基	法政大学	教授 (学務理事)	経済学	
	伊東 博	横浜国立大学	助教授	心理学、教育原理、生徒指導	・米国ミズーリ大学留学(ガリオア留学生) ・IFEL (第6期学生指導講習) 受講者
	早野 雅三	東京大学	助教授 (学生部)	理学	・米国人講師ウィリアムソン教授との往復書簡
	亀坂 文衛	山形大学	事務局長	—	
	進藤 小一郎	東京大学	事務局長	—	
事務局	西田亀久夫	文部省大学学術局	学生課長	—	・米国ミネソタ大学、米国プリガムヤング大学等留学 ・米国人講師ウィリアムソン教授との往復書簡

(注1) 「総会」の委員を兼務している者には、氏名の右に「★」を付している。

(注2) 教員ではない者の専門分野には「—」を付している。

(出所) 「滝口宏旧蔵資料」(資料No.2616)、「Office of the Dean of Students Paper, 1904-1968」のBox.27所収資料、文部省大学学術局学生課編(1957、63頁)、文部省大学学術局学生課編(1958、88-9頁)、大学職員録刊行会編(1959/1960)、伊東(1995、46頁)、澤田(1982、492-7頁)より作成。

米国との関わりに着目すると、ガイダンスやカウンセリング等の米国の概念や方法を学ぶために米国に留学した者が3名（沢田、伊東、西田学生課長）、IFELで日本側講師、受講者として携わっていた者が4名（奥井、斯波、石上、伊東）いた。そして、「研究会」を主導したミネソタ大学学生部長のウィリアムソン（E. G. Williamson）教授¹¹と往復書簡を交わしていた者が5名（斯波、石上、沢田、早野、西田学生課長）含まれていた。また、事務局であった西田学生課長も第1回「総会」の直前、1956年末から約3か月間、アジア財団の支援を受けて米国留学しており¹²、米国でウィリアムソン教授か米国のカウンセリング理論や実践方法、技術を学んでいたことは特筆される¹³。

以上から、①学生部長等の「厚生補導」の実務に携わる者や教育心理学、教育原理等を専門とする者が関与しており、②IFELや米国留学の経験、ウィリアムソン教授との関わりをもつ者が委員に含まれていた。この事実から、2節で検討した1951年答申の「審議会」が各大学関係者をはじめ、マスコミ、関係団体、関係官庁の局長で構成されていたことを考えると（白川 2012、139頁；蝶 2012、137頁）、1958年答申では、各大学の「厚生補導」の実務に精通していた学生部関係者、その学問的背景に造詣が深い大学教員が比較的多く含まれていた。ここから「部会」では、「厚生補導」の活動領域に関して実務や専門知識を踏まえた具体的な議論が行える体制が組まれていたことが窺い知れる。

(2) 「厚生補導組織部会」における審議過程（第1回から第3回）

「部会」では、「厚生補導」全般にわたる議論が展開されていた（表2）。ここでは、「厚生補導」の活動領域を集中的に議論した「部会」（全13回）のうち、第1回から第3回の審議過程を対象に、議事抄録¹⁴を中心に、配付資料等も活用することで、以下詳しく論述する。なお、委員の発言には鍵括弧を付しているが、煩瑣になるのを防ぐため、議事抄録の引用箇所については省略していることを断っておく。

1) 第1回（1957年6月25日）：活動内容を「標準化」する提案

主な議題は、①部会長及び副部会長の選出、②「部会」の審議事項の説明であった。

まず、①部会長及び副部会長の選出は、冒頭、蠟山委員が部会長、石山委員が副部会長として了承された。続いて、②「部会」の審議事項の説明では、事務局である文部省学生課長から、「総会」から委任された審議事項¹⁵が改めて説明された。部会長からは、各委員に対して「初めての会合だから（中略）どういうことに強く関心をもっておられるか、といったことについて、自由に意見を述べてもらいたい」との提案があり、議論の口火が切られた。山根委員からは、「厚生補導の問題というものがはっきりしていない」と言う指摘や、部会長からは「厚生補導」をめぐる「教官の役割」が、多田委員、五唐委員、早野委員からはこうした中で学生部の位置づけをどのように考えるのかといった論点があげられた。特に「教官の役割」については、第2回で詳しく議論されることになる「教育的」な機能につながる論点を示唆しているように見える。

こうした論点を受けて学生課長は、「厚生補導の内容は大学により異なっていると思うが、共通の職務というものを見出していきたい」として、今後議論を進めるにあたっての方向性を示した。

続いて、斯波委員からも「(筆者注：厚生補導の)職務の内容を決めるには、標準的なものをまず定める必要があると思う」との意見が出された。一方部会長は、「はじめから標準を定めなくて、具体的な仕事を分析していくうちに共通なものが出てくると思う」とした。ただいずれの委員にも「標準的」な活動項目を抽出するという共通した問題意識があったことが窺える。最後に、次回以降は、「厚生補導」の活動内容に関して「本質的なもの、それに準ずるもの(中略)を区別し」て議論していくことになった。

2) 第2回(1957年7月29日): 活動項目の類型化

主な議題は、「厚生補導」の活動(職務)を検討することであった。

冒頭、学生課長より「現在実行している職務」と「想定される職務」の両方を含む70に及ぶ「厚生補導」の活動項目¹⁶⁾を箇条書きにした「資料1-3 学生厚生補導関係業務の職務分析(案)」の説明がなされた。これら70の活動項目の具体的な紹介は紙幅の都合から割愛するが、ここで取り上げられた活動項目は、第3回で活動領域等を議論する際に出発点となっていくものであった。この活動項目について伊東委員は、「厚生補導に5つか6つくらいの大きな領域があると思う」と、いくつか活動領域を設定する提案が出された。これに対し学生課長は、活動項目を「たとえば、本質的なもの(A)、つぎに、それについて大切なもの(B)、事務的には関連があるが、さほど大切なもの(C)、事務としてはやっけていても、厚生補導とは直接関係ないもの(D)といった方法でまとめることができる」とし、部会長も「何が本質的で、何が本質的でないのかをみきわめることが大切である」と述べた。こうして70の活動項目を類型化することで活動領域を設定することが決められた。最後に、事務局が活動項目を類型化した「分類案」を準備することになった。

3) 第3回(1957年9月24日): 活動領域、その機能、目標の設定

第3回の主な議題は、第1回、第2回の議論を受けて、①活動領域の機能とその領域設定を検討すること(前半)、②活動領域の目標を議論すること(後半)、であった。

① 活動領域とその機能の設定

まず、前半の議題①「厚生補導」の活動領域の議論では、冒頭、学生課長が準備することになっていた「分類案」として配付された「資料 学生指導業務の領域とその業務内容」(表4左側)が学生課長から説明がなされた。この資料では、暫定的に14の活動領域とそこに含まれる活動項目が示されると同時に、活動領域の機能として「A. 大学の教育的な作用の一つとして、高度の専門的な知識・技能と教育的な判断を必要とする業務」、「B. 大学の管理的な作用の一つとして行なわれる行政的な業務」、「C. 学生指導業務との関連において処理することが便宜な一般的事務」の3つの機能が提示された。このA、B、Cの3つの機能について学生課長は、「直接学生に働きかけて、教育的効果を担うというものをA、十分な理解を必要とする行政的な業務をBと考えた」としていた。なお、1958年答申では、「一般的事務」であるCの機能が完全に削除され¹⁷⁾、それらの項目は主としてBの「管理的」な機能に移行されるなどしていた(表4右側)。

続いて、各々の活動領域と活動項目の内容に関して少なくない意見が出された。紙幅の都合上、

表4 活動領域の設定と2つの機能—配付資料(素案)と1958年答申の比較—

資料1 (原会) (1957年9月24日) 配付資料		「学術厚生審議会」答申 (1958年5月)	
活動領域	3. 学術・学生指導業務の領域とその職務内容	活動領域	A. 教育的な性格を有する業務
1. 入学選考	A. 大学の教育的な作用の一つとして、高度の専門的知識・技能と教育的な指導を必要とする業務 (1. A) 入学選考を遂行すること。 (1. B) 入学選考を遂行すること。	1. 入学選考	(1. A) 入学選考を遂行すること。 (1. B) 入学選考を遂行すること。
2. オリエンテーション	(2. A) 新入生が学園生活になじむよう指導すること。 (2. B) 高等学校の生徒に、大学の内容および学生生活の実際的な内容について進学上の必要知識を伝えること。 (2. C) 新入生に、大学の施設の利用方法、教科課程の内容および学生団体の活動状況を紹介すること。 (2. D) 新入生に、学則、入学の目的、学費の支払いを説明すること。	オリエンテーション	(2. A) 高等学校の生徒に、大学の内容、学生生活の実際的な内容について進学上の必要知識を伝えること。 (2. B) 新入生が学園生活になじむよう指導すること。
3. 修学指導	(3. A) 課程計画について、指導と助言をすること。 (3. B) 授業・実習・見学の予定をたて、それを教職員に指示する。そのために、教職員に必要知識を供給すること。 (3. C) 教職員に必要知識を供給すること。 (3. D) 体育・娯楽・進学・復学の願いを奨励すること。 (3. E) 卒業成績を整理し、および記録すること。	3. 修学指導	(3. A) 課程計画について、指導と助言をすること。 (3. B) 授業・実習・見学の予定をたて、それを教職員に指示すること。 (3. C) 教職員に必要知識を供給すること。 (3. D) 体育・娯楽・進学・復学の願いを奨励すること。
4. 課外教育	(4. A) 学生の教育を高め、社会性の発達を助長するため、その運動を通じて、学生団体の自主的な活動のための施設・設備を整備し、および管理すること。 (4. B) 学生団体の自主的な活動のための施設・設備を整備し、および管理すること。 (4. C) 学生団体の自主的な活動のための施設・設備を整備し、および管理すること。	4. 課外教育	(4. A) 学生の教育を高め、社会性の発達を助長するため、その運動を通じて、学生団体の自主的な活動のための施設・設備を整備し、および管理すること。 (4. B) 学生団体の自主的な活動のための施設・設備を整備し、および管理すること。 (4. C) 学生団体の自主的な活動のための施設・設備を整備し、および管理すること。
5. 学生生活および学生生活の指導	(5. A) 学生団体の自主的な活動のための施設・設備を整備し、および管理すること。 (5. B) 学生団体の自主的な活動のための施設・設備を整備し、および管理すること。 (5. C) 学生団体の自主的な活動のための施設・設備を整備し、および管理すること。	5. 通心相談	(5. A) 学生の人間関係または性格上の適応の問題について、相談を実施すること。
6. 通心相談	(6. A) 学生の人間関係または性格上の適応の問題について、相談を実施すること。	6. 通心相談	(6. A) 学生の人間関係または性格上の適応の問題について、相談を実施すること。
7. 調停指導	(7. A) 学生の人間関係または性格上の適応の問題について、相談を実施すること。	7. 調停指導	(7. A) 学生の人間関係または性格上の適応の問題について、相談を実施すること。
8. 記録・調査・テストその他	(8. A) テストを実施すること。	8. 記録・調査・テスト	(8. A) テスト・調査を実施してその結果を学生の指導のために活用すること。
9. 学業の運営	(9. A) 学業の運営を管理すること。 (9. B) 学業の運営を管理すること。 (9. C) 学業の運営を管理すること。	9. 学業の運営	(9. A) 学業の運営を管理すること。 (9. B) 学業の運営を管理すること。 (9. C) 学業の運営を管理すること。
10. 奨学奨励	(10. A) 奨学奨励を実施すること。 (10. B) 奨学奨励を実施すること。 (10. C) 奨学奨励を実施すること。	10. 奨学奨励	(10. A) 奨学奨励を実施すること。 (10. B) 奨学奨励を実施すること。 (10. C) 奨学奨励を実施すること。
11. 厚生福祉	(11. A) 学生の健康相談を実施すること。 (11. B) 学生の健康相談を実施すること。 (11. C) 学生の健康相談を実施すること。	11. 厚生福祉	(11. A) 学生の健康相談を実施すること。 (11. B) 学生の健康相談を実施すること。 (11. C) 学生の健康相談を実施すること。
12. 保健指導	(12. A) 学生の健康相談を実施すること。 (12. B) 学生の健康相談を実施すること。 (12. C) 学生の健康相談を実施すること。	12. 保健指導	(12. A) 学生の健康相談を実施すること。 (12. B) 学生の健康相談を実施すること。 (12. C) 学生の健康相談を実施すること。
13. 職業指導	(13. A) 職業についての正しい知識を伝えること。 (13. B) 職業についての正しい知識を伝えること。 (13. C) 職業についての正しい知識を伝えること。	13. 職業指導	(13. A) 職業についての正しい知識を伝えること。 (13. B) 職業についての正しい知識を伝えること。 (13. C) 職業についての正しい知識を伝えること。
14. 特別指導	(14. A) 外国人学生のために、特別の指導をすること。 (14. B) 外国人学生のために、特別の指導をすること。 (14. C) 外国人学生のために、特別の指導をすること。	14. 女子学生 15. 特別指導	(14. A) 外国人学生のために特別の指導をすること。 (14. B) 外国人学生のために特別の指導をすること。 (14. C) 外国人学生のために特別の指導をすること。

(注) [資料] 学生指導業務の領域とその職務内容 (1957年9月24日) に記載されている「備考欄」は、省略している。
 (出所) 「滝口宏司蔵資料」(資料No.263, No.2639)、学術厚生審議会編(1958)より作成。

本稿で関連するすべての議論を詳述することは難しいものの、特に、「1. 入学者選考」、「5. 学生活動および学生生活の指導」、「7. 訓育指導」、「8. 記録・調査・テスト・その他」、「10. 奨学援護」、「11. 厚生福祉」、「14. 特別指導」を中心に議論が展開していた（表4左側）。とりわけ、「5. 学生活動および学生生活の指導」、「7. 訓育指導」の両活動領域は、1958年答申では「4. 課外教育」の活動領域に統合されていた（表4右側）。これは、部会長の「5と7を一緒にしたらよいではないか」と述べ、学生部の教員で実務にあっていた早野委員は、「5と7はより密接だと思う」という意見を出していたことが背景にあったと推測される。また、「14. 特別指導」の活動項目である「(14. A2) 女子学生のために、特別の世話をすること」に焦点が当てられた。学生課長は、「女子学生の特別の世話はいらぬという人もいるが」と述べ、どの活動領域に盛り込むのかで意見が分かれることになった。ここでも早野委員は、「最近では、女子学生の間で、男子学生と区別した取扱いを望む傾向がある。『女子学生の世話』という特別の領域をもうけたらどうか」と女子学生の意向を踏まえた提案した。続けて学生課長も「『女子学生の世話』として13〔ママ〕の領域を（筆者注：新たに）つくることにしたらどうか」とし、最終的に1958年答申では、新たに「12. 女子学生の世話」の活動領域として定置された。

② 活動領域の目標の設定

次に、後半の議題②「厚生補導」をめぐる活動領域の目標が議論された。

まず、学生課長から、「資料 学生指導の目標（案）」が示された（表5左側）。ここに記載された9つの目標は、「これだけはどうしても実現しなければならないという目標である」との説明がなされた。この資料と第2回「総会」で配付された「資料1-2」に所収の“*The Student Personnel Point of View, 1949*”（以下、“*SPPV*”とする）の文言（表5中央）、1958年答申の活動領域の目標（表5右側）とを比較すると、表5で網掛けを施した上から9段目までの文言で同一点、類似点が多く見てとれる。「資料 学生指導の目標（案）」の作成過程で“*SPPV*”が参照された可能性が高い。ここから“*SPPV*”で示された目標が1958年答申に影響していた一端が理解できる。

以上、本節(2)1) から3) の審議過程から、1958年答申で示された「厚生補導」の活動領域の特徴として、①「厚生補導」に詳しい実務者が委員の多くを占めたことで、各大学の実情を踏まえた議論が展開されて活動領域、活動項目が設定されたこと、②入学から卒業までの学生生活全般、記録・テスト等の技術や方法、女子学生等の対象者への活動、といった広範な領域が提案され、最終的にこれらが活動領域に含められたこと、③各々の活動領域に「教育的」、「管理的」の2つの機能が置かれ、そこに活動項目を分類したこと、が明らかとなった。すなわち、1958年答申では、2節で検討した1948年答申、1951年答申のように、単に外形的な「厚生補導」の活動領域を設定しただけではなく、活動領域の中に新たに機能別に分類した活動項目を設定する試みが行われていた。機能面からも「厚生補導」の構造的な枠組みが形成されていたと考えられる。

4. おわりに

本稿では、戦後初期の大学における「厚生補導」の活動領域がどのように形成され、また変化してきたのかを、「審議会」の審議過程を分析することで実証的に解明することを試みた。まず2節

表5 活動領域の目標—配付資料(素案)と1958年答申の比較—

第3回「部会」(1957年9月24日)配付資料 「資料 学生指導の目標(案)」	第2回「総会」(1957年3月25日)配付資料 「資料1-2」所収の“The Student Personnel Point of View, 1949”とその抄訳	「学徒厚生審議会」答申(1958年5月)
1. 学生が良い修学環境を持つことができるようにすること。	③ The student finds satisfactory living facilities. 学生が満足できる生活環境をもつ。	(9) 寮生が良い修学環境を持つことができるようにすること。 (11) 学生が良い生活環境を持つことができること。
2. 学生が経済的に安定した生活を営むことができるようにすること。	⑨ The student achieves understanding and control of his financial resources. 学生が自分の経済生活の根源を理解し、それを自分で切り口させるようになること。	(10) 学生が経済的に安定した生活を営むことができるようにすること。
3. 学生が心身の健康を保持増進できるようにすること。	⑤ The student learns balanced use of his physical capacities. 学生が自分の肉体的能力を片寄らずに駆使できるようにすること。	(12) 学生が心身の健康を保持増進できるようにすること。
4. 学生が学業の修得に成功を収めるようにすること。	② The student succeeds in his studies. 学生が学業の習得に成功を収めること。	(3) 学生が学業の修得に成功を収めるようにすること。
5. 学生が自分自身を正しく理解し、自分で問題を処理できるようにすること。	⑥ The student progressively understands himself. 学生がしだいはっきりと自分自身というものを理解するようになること。	(7) 学生が自分自身を正しく理解し、自分で問題を処理できるようにすること。
	⑦ The student understands and uses his emotions 学生が自分の感情の動きを理解し、それを活用できるようにすること。	
6. 学生が生活の内容を豊かに楽しくすることに興味を持つようにすること。	⑧ The student develops lively and significant interests. 学生がいきいきとして有意義な興味をもつようになること。	(5) 学生が生活の内容を豊かに楽しくすることに興味を持つようになること。
7. 学生が共同社会の一員として必要な特質を身につけることができるようにすること。	④ The student achieves a sense of belonging to the college. 学生が自分も大学の一員であるというように感じるようになること。	(4) 学生が共同社会の一員として必要な特質を身につけることができるようにすること。
8. 学生が教養を高め、成熟した世界観を持つことができるようにすること。	⑫ The student discovers ethical and spiritual meaning in life. 学生が人生の倫理的精神的意義を発見すること。	(6) 学生が教養を高め、成熟した世界観を持つことができるようにすること。
9. 学生がその適性と能力に応じた職業に付く「ママ」ことができるようにすること。	⑩ The student progresses toward appropriate vocational goals. 学生が適切な職業上の目標に向かって進歩を遂げる。	(13) 学生がその適性と能力に応じた職業につくことができるようにすること。
	① The student achieves orientation to his college environment. 学生が大学の環境について、オリエンテーションを得ること。	(2) 学生が学園生活に適應できるようにすること。
	⑭ The student progresses toward satisfying and socially acceptable sexual adjustments. 学生がみずから満足できるとともに社会的にも受け入れられる異性関係に適應するようになること。	(14) 女子学生が良い環境を持つことができること。
	⑩ The student develops individuality and responsibility. 学生がその個性と責任能力を發展させること。	
	⑬ The student learns to live with others. 学生が他人とともに生きることを学ぶこと。	
	⑮ The student prepares satisfying, constructive postcollege activity. 学生が大学卒業後に満足して建設的な仕事に活躍できるよう準備すること。	
		(1) 大学教育を受けるのに適当な学生を選ぶこと。 (8) 学生の指導に役立つ科学的な資料を準備すること。 (15) 不利な条件のもとにある学生を援助すること。
		7. 学寮の運営 9. 厚生福祉 8. 奨学援護 10. 保健指導 3. 修学指導 5. 適応相談 4. 課外教育 11. 職業指導 2. オリエンテーション 12. 女子学生の世話 1. 入学者選考 6. 記録・調査・テスト 13. 特別指導

(注1) 第3回「部会」の「学生指導の目標(案)」の原資料は、資料番号が付されていない。第2回「総会」の配布資料、「学徒厚生審議会」答申は各資料に記載されている番号をそのまま踏襲している。
 (注2) 「□□」は、印字が不鮮明であり判読が不可能の文字を示している。
 (注3) ゴシック体及び太字強調は、筆者による。濃い網掛けは、同一あるいは類似の単語が使用されていることを、薄い網掛けは、類似の意味で使用されていることを示している。
 (出所) 「滝口宏旧蔵資料」(資料No.2598, No.2608, No.2641)、文部省大学学術局学生課編(1960, 138頁)、学徒厚生審議会編(1958)より作成。

では、1948年答申、1951年答申を対象として、新制大学発足当初の「厚生補導」の活動領域の概要とその特徴を検討した。これにより、1948年答申では「応急的」な活動が、1951年答申では「恒久的」で組織的な活動が「厚生補導」の活動領域に設定されたことが明らかとなった。続いて3節では、1958年答申で示された活動領域に関して実質的な議論を行っていた「部会」の審議過程を詳述し、活動領域がいかにも形成されたのかを、そこでの機能、目標を含めて考察した。ここから、1958年答申で示された13の活動領域は所与のものではなく活動項目を類型化することで設定され

たこと、各々の活動領域には、「教育的」、「管理的」という2つの機能があることが明示され、外形的な活動領域と機能面という複数の視点によって活動領域が形成されていたこと、が明らかとなった。また、活動領域の目標の部分を中心に米国の影響が見てとれた。

以上の本稿の分析が意味することは何か。以下、3点指摘しておきたい。

第1に、「厚生補導」の活動領域は、その活動内容を活動項目として示し、類型化の作業を経て「標準化」することが目指された。これは2節でもふれたように、1958年答申に至る議論が開始される以前の時期は、「研究会」や各種講習会が展開され、多様な取り組み事例が見出されていた事実がある。こうした状況を受けて1958年答申で「標準化」された活動領域が示されたことで、各大学として実際にどのような活動を行う必要があるのか、「厚生補導」の具体的な方向性が明確になったといえることができる。

第2に、1948年答申、1951年答申、1958年答申という時期的な流れの中で、1958年答申では、新たな活動領域が設定されたことに加え、その領域の中で「教育的」な機能が顕示された。これは、「厚生補導」が「新制大学の教育理念に即した大学教育の一環」（文部省編1964、324頁）に位置付けられていたことから、「指導」、「助言」、「世話」等の方法を用いることで（表4右側）、この「教育的」な機能が具現化されていたと考えられる。

第3に、先行研究で指摘されていた米国の影響は、主として活動領域の目標に限られており、「部会」ではむしろ活動領域の具体的な内容に議論が集まっていた。このことは、委員の多くが各大学の実務者（学生部長、学生課長等）として活躍しており、各大学の実態を踏まえた議論が求められていたことがあったからであると推察される。

残された課題は、本稿では紙幅の都合から十分に扱うことのできなかつた各々の活動領域の中の活動項目の内容を更に検討すること、加えて、米国の影響について独立した検討課題として分析すること、である。別稿に期したい。

本稿は、「平成24年度 東京大学学術研究活動等奨励事業（国外）」の研究助成による研究成果の一部である。

〈謝辞〉

ミネソタ大学エルマー・L・アンダーセン図書館、早稲田大学大学史資料センター、広島大学文書館、桜美林大学四谷キャンパス事務室には、資料閲覧に際し特別の便宜を計って頂きました。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

注

- 1) 滝口宏は、早稲田大学の教育学部教授、学生部長であった人物である。
- 2) 筆者が、2012年8月下旬にミネソタ大学エルマー・L・アンダーセン図書館を訪問し、発掘した未刊行の一次資料である。先行研究では参照されていない新出資料と思われる。

- 3) 広島大学の学生部長、第7代の同大学長に就任した人物である。
- 4) 以降の文部大臣の氏名は、文部省編（1954、1129頁）で確認した。
- 5) 「学徒厚生審議会令」『公文類聚』第七十四編、昭和二十四年、第二十四卷、官規九を参照。
- 6) 丸括弧内の48年、51年は、いずれも1948年答申、1951年答申のことである。
- 7) 3つの部会の審議経過は、資料的制約により不明である。
- 8) 例えば、「研究会」では、「経済援助」、「個人的適応の相談・訓育」、「テストと測定」、「オリエンテーション」、「女子学生に対する助育業務」、「学生活動」等、表4で整理した1958年答申と共通するような活動領域が提示されていた（文部省大学学術局学生課編 1953）。
- 9) 議事抄録の第1回「総会」の別紙（「滝口宏旧蔵資料」所収、資料No.2594）を参照。
- 10) 「学徒厚生審議会厚生補導組織部会」（「滝口宏旧蔵資料」所収、資料No.2616）を参照。
- 11) ウィリアムソン教授の経歴は次の通りである。1931年、ミネソタ大学で博士号を取得後、1941年に同大学教授兼学生部長に就任、1955年及び1956年来日し、カウンセリングに関する講義を行った（東部地区大学学生補導厚生研究会編 1958、ii頁）。
- 12) アジア財団日本支部編（1956、12頁）を参照。
- 13) ミネソタ大学の当該資料には、学生課長とウィリアムソン教授の往復書簡が残されている。
- 14) 「滝口宏旧蔵資料」（資料No.2618、No.2620、No.2622）の議事抄録に依拠している。
- 15) 「部会」の審議事項は、「1 厚生補導の意義と目的の成文化」、「2 厚生補導業務の職務分析と領域の決定」、「3 運営組織と職務分担の基準案作成」、「4 厚生補導職員の職制の立案」、「5 厚生補導関係の標準予算の立案」、「6 現職者の研修計画の立案」、「7 専門職員の養成計画の立案」の7点であった。第1回から第3回の「部会」の審議過程に関わるのは、1及び2の事項である（文部省大学学術局学生課編 1958、89頁）。
- 16) 70項目の出所は、資料的制約により不明だが、1948年答申、1951年答申の議論には見られない。
- 17) 削除された経緯は、資料的制約により不明である。

参考文献

- アジア財団日本支部編 1956『アジア財団日本支部年次報告』アジア財団日本支部。
- 蝶慎一 2012「新制大学における『厚生補導』が大学基準に追加される経緯に関する一考察—『学徒厚生審議会』の審議過程と答申（1951年5月）の分析を中心に—」『大学教育学会誌』第34巻第2号、130-8頁。
- 大学基準協会年史編さん室編 2005『大学基準協会55年史 通史編』大学基準協会。
- 大学職員録刊行会編 1959/1960『全国大学職員録』広潤社。
- 学徒厚生審議会編 1958「答申1. 大学における学生の厚生補導に関する組織およびその運営の改善について」（国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館所蔵）。
- 橋場論 2012「学士課程教育におけるキャリア開発の現状と課題：大学設置基準の改正を巡って」『教育制度学研究』第19号、25-37頁。

- 羽田貴史 2005「第3章 大学管理運営論」有本章・羽田貴史・山野井敦徳編『高等教育概論—大学の基礎を学ぶ』ミネルヴァ書房、30-40頁。
- 平木典子 1982「SPS活動（助育活動）」大沢勝編『講座・日本の大学改革 第2巻』青木書店、197-218頁。
- 伊東博 1995『カウンセリング』誠信書房。
- 笠木三郎 1958「学徒厚生審議会のあゆみ」『文部時報』971、64-8頁。
- 前田剛 2012「学生主事制度の研究—学生主事制度の成立から終戦まで—」桜美林大学大学院国際学研究所修士論文（未刊行）（桜美林大学大学院四谷キャンパス事務室所蔵）。
- 文部省調査局編 1953a「学徒厚生審議会」『文部時報』910、5-10頁。
- 文部省調査局編 1953b「学徒厚生審議会Ⅱ」『文部時報』911、40-3頁。
- 文部省調査局編 1953c「学徒厚生審議会Ⅲ」『文部時報』912、42-8頁。
- 文部省調査局編 1953d「学徒厚生審議会Ⅳ」『文部時報』913、38-44頁。
- 文部省調査局企画課編 1953『わが国教育の現状』大蔵財務協会。
- 文部省大学学術局学生課編 1953『学生助育総論—大学における新しい学生厚生補導』。
- 文部省大学学術局学生課編 1957「報告 学徒厚生審議会第2回総会の開催について」『学生生活時報』10、61-7頁。
- 文部省大学学術局学生課編 1958「〔報告〕学徒厚生審議会の審議経過について」『学生生活時報』12、88-95頁。
- 文部省大学学術局学生課編 1960「資料3 学徒厚生審議会答申（抄）」『学生生活時報』15、136-53頁。
- 文部省編 1954『学制八十年史』大蔵省印刷局。
- 文部省編 1958『文部広報』昭和33年6月3日、第213号、1-2頁。
- 文部省編 1964『学制九十年史』大蔵省印刷局。
- 文部省高等教育局学生課編 2000「大学における学生生活の充実方策について（報告）」『大学と学生』第427号、19-37頁。
- 沖原豊 1973「新しい学生部の構想」『学内通信』5期8号（No.102）、1080-90頁。
- 沖原豊 1977「学生部の課題」『学内通信』9期7号（No.157）、1853-5頁。
- 大場淳 2007『SDの制度化に関する研究』広島大学高等教育研究開発センター。
- 大山泰宏 2000『高等教育の一機能としての学生サービスに関する研究—わが国での実現に向けて—』文部省科学研究費補助金、萌芽的研究（教育学）、研究成果報告書。
- 蠟山政道 1960「大学の自治と厚生補導問題」『学生生活時報』15、13-21頁。
- 澤田慶輔 1982「学生相談展開の軌跡」『教育心理』30巻6号、492-7頁。
- 白川優治 2012「戦後日本における公的奨学金制度の制度的特性の形成過程—1965年までの政策過程の検証を中心に—」『大学論集』43、137-51頁。
- 垂水春雄 1961「学生部の悩み」『教育と医学』第9巻第4号、33-9頁。
- 東部地区大学学生補導厚生研究会編 1958『アメリカの大学における厚生補導：E. G.

Williamson講述』東部地区大学学生補導厚生研究会。

矢内原忠雄 1957 「大学の理念と使命」大学基準協会創立十年記念論文集編纂委員会編『大学基準協会創立十年記念論文集 新制大学の諸問題』大学基準協会、3-17頁。

谷田川ルミ 2012 「現代日本の大学におけるキャリア支援の課題に関する実証的研究」上智大学大学院総合人間科学研究科博士論文（未刊行）。